

委員会の開催結果に関する情報の公表内容について

第3回検討委員会の確認事項

第4回以降の検討委員会においては、具体的な整備可能地の検討を行うこととしている。

産業廃棄物最終処分場は、県民が生活を営むうえで必要な施設であるが、一方で、近隣地域への立地は敬遠される施設でもある。

最終処分場の建設に当たり、地域住民との信頼関係の構築及び理解形成を図るためには、検討過程の透明性の確保が求められるが、検討中の段階で、個別具体的な整備可能地が公になると、地域住民の間に不必要な混乱を招き、その後の検討や事業の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある。

このため、第4回以降の情報の公表については、下記のとおりとする。

記

- (1) 検討委員会の会議は非公開とする。
- (2) 検討過程の透明性の確保を図るため、検討委員会の開催結果に関する情報を、検討委員会終了後、県ホームページにおいて公表するものとする。ただし、整備可能地の特定につながるおそれのある情報等については、公になると、その後の検討や事業の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、公表しないものとする。

公表しない資料について（案）

- ・ 一次整備可能地の一覧
- ・ 図面関係
- ・ その他、整備可能地の特定につながるおそれのある情報